

消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書

国は、2023年10月から消費税のインボイス（適格請求書）制度を導入するとして、昨年10月1日から事業者登録を始めている。

インボイスとは、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書のことである。

インボイス発行にあたっては、いかに営業収入が少なくても課税事業者となり、消費税納税の義務が発生する。課税事業者にならないければ、取引から除外される可能性も生じる。

インボイス制度は、個人事業主、フリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家などやシルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度である。立場の弱い小規模事業者にとっては、その転嫁が十分ではない現状であり、導入によってさらに不利益を与え、地域経済のさらなる疲弊を招くことになりかねない。

よって、国においては、コロナ禍の危機的状況の中、年間売上高1,000万円以下の免税事業者が事業を継続するために、消費税のインボイス制度実施の延期・中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

新潟県佐渡市議会議長 近藤和義